

時代の変化と道徳科学における課題

大野 正英

目次

1. はじめに
2. 自然科学分野における変化と倫理・道徳に対する影響
3. 政治に関連する変化
4. 経済に関連する変化
5. 社会に関連する変化
6. 現代の道徳を考えるうえでの視点
7. 終わりに

1. はじめに

20世紀は、われわれ人類が歴史上まれに見る急激な変化を経験した時代と言ってもよいであろう。世界規模で見れば、科学技術の進歩や急速な経済成長、社会主義国の台頭と衰退といった政治的な変動と、あらゆる領域でめまぐるしい変化が起きた。日本においても、第二次世界大戦により大きな政治体制の変化を経験した後、急速な経済成長を遂げ、世界有数の経済大国となるまでに至った。こうした科学技術、政治・経済、社会の変化を受けて、私たち一人一人の社会に対する意識もまた大きく変化している。

道徳や倫理に対する考え方も、当然こうした時代の変化を受けて大きく変わりつつある。廣池千九郎が『道徳科学の論文』（以下『論文』）を執筆したのは、大正時代の後半であり、刊行以来80年以上の歳月が経過した。廣池は、道徳に対して歴史的事実を踏まえて科学的立場から研究を行い、時代や地域を超えて世界人類に共通する普遍的な道徳原理を追究しようとしたが、当然そこには時代的な制約が存在することは否定できない。その後90年近く経過する中で、さまざまな学問分野で新たなる研究が進められ、さらなる研究成果が蓄積されてきた。また社会におけるさまざまな変化の中で、新たなる倫理的・道徳的課題も生まれつつある。

本稿は、このような時代の変化を概観した上で、それが倫理や道徳に対してどのような変化を与えたのかについての考察を行うものである。特に時代の変化を考慮した場合に、

モラロジーの理論展開をどのように進歩発展させていくべきか、あるいはどのような修正が必要なのかを考えることにある。その前提として、まず『論文』執筆以降に社会にどのような変化が生じたのかを確認していき、次にそのような変化がモラロジーにとってどのような意味を持つのかについての考察を加えていくこととする。本稿では、主として廣池がその主著である『道徳科学の論文』を完成させた時期に当たる昭和元年（1925）から現在までに起きた変化を対象としていく。

まず、自然科学の分野における進歩について取り上げ、それが倫理や道徳を考えていく上で、どのような意味を持っているかについて論じる。次に政治・経済・社会といった広い社会領域における主要な変化を概観し、それによって倫理や道徳に関する人々の意識に生じた変化を論じていく。最後に、それらの変化を踏まえた上で、廣池千九郎の思想を現代という時代状況の中で展開していく上で、特に重要と思われる点について詳しく述べることとする。

2. 自然科学分野における変化と倫理・道徳に対する影響

（1）自然科学分野における発展

自然科学の分野における進歩発展は、新たな倫理的課題をわれわれ人類に突き付けることとなった。さまざまな領域における科学の進歩により、従来の自然界には存在しなかった力を人類が手にすることとなり、そのためにそれらの力をいかに利用し、制御していくかという倫理的な課題が生まれた。原子力技術、生命科学技術、コンピュータ技術などがその代表的なものである。これらの領域における倫理問題は、科学技術倫理、生命医学倫理、情報倫理などとして応用倫理学の重要な領域となっている。

ここでは、この期間に生じた主要な科学技術の進歩について概観し、それが私たち人類にとってどのような倫理的意味を持っているかについて論じていきたい。

①原子力技術

核分裂や核融合といった原子核反応の際には、多量の熱や爆風、放射線といったきわめて高いエネルギーが放出されるが、このような原子力エネルギーは、まず軍事目的で利用されることとなった。1942年にアメリカで開始されたマンハッタン計画によって開発された原子爆弾は、第二次世界大戦末期の1945年に広島・長崎に投下され、大量の死傷者を生み出した。戦後は東西冷戦の中で米ソ両陣営が大量の核兵器を保有することとなり、実際に使用されることはなかったものの、緊張関係の中で抑止力として軍事戦略の中心に据えられた。その後も核兵器を保有する国は増え続けたが、80年代の社会主義国の崩壊を経て、技術のさらなる拡散により、地域紛争における偶発的な使用やテロ活動への利用などが懸念されている。

一方で、1950年代以降、原子力技術の平和利用として、各国に原子力発電所が次々に建設されることになった。増加する電気需要に応えるために原子力発電に対する依存度は高まっていったが、1979年のアメリカのスリーマイル島、1986年のソ連（現ウクライナ）の

チェルノブイリ、そして2011年の福島第一原発と、事故が相次いで発生した。巨大なエネルギーを制御するために何重もの安全対策が取られていたにもかかわらず、人為ミスの複合や想定上の不備などが原因となり、大量の放射性物質が自然界に放出されることとなった。いったん放出された放射性物質は生態系を破壊し、広範囲にわたって人間が居住できない状況となってしまった。事故のリスクは低くとも、いったん事故が発生してしまうと、長期にわたる影響が広範囲に残存し続けるという危険性が明らかになった。

②生命科学技術

1953年にワトソンとクリックがDNAの二重らせん構造モデルを提唱して以来、遺伝子研究は急速に進み、1970年代には人工的な遺伝子組み換え技術が開発され、人間が遺伝子を自由に操作できるようになった。その技術は医療や製薬、農業や水産業といったさまざまな分野で応用されることとなったが、特に生殖技術分野での研究開発が進められ、不妊治療などの臨床に積極的に応用された。またiPS細胞（人工多能性幹細胞）は、再生医療など多様な形で応用可能であるとして、大きな期待を持たれている。

こうした技術が社会に対して大きな成果をもたらすことが期待される反面、その負の側面について正確に将来起こりうることを予想することが不可能になった。そこで、多くの人が納得し、共有できる行動の指針・原則が必要となるが、従来の倫理理論では対応できない問題も現れている。特に、長期的な影響に対する配慮、遺伝子差別による優性思想の復活、商業的利用に対する社会的なコントロール、公正な成果の利用、グローバル化の中での価値観の対立などの問題が指摘されている。生命科学の進歩や生命工学の利用の適切な推進と倫理的指針や原則、法的な規制による研究の社会的コントロールとの間のバランスが求められている。

③コンピュータ・情報技術

1945年にフォン・ノイマンがプログラム内蔵方式（ノイマン型）コンピュータを提唱した後、実際のコンピュータの開発が急速に進んだ。コンピュータは、当初は主として暗号解読や弾道計算といった軍事利用目的で開発され、それが1950年代からビジネス目的での利用が多くなった。その後トランジスタ、IC、LSIが開発されるにつれて小型化、低価格化が進み、1970年代半ばには個人用コンピュータが普及し始めた。

1990年代に入ると、遠隔地にあるコンピュータをオンラインで結ぶインターネットの利用が加速度的に広がり、1995年以降個人によるインターネット利用が急速に増加した。それにつれて、さまざまなサービスが次々と開発されるようになり、現在では国境を越えて人々を結びつけるはたらきをしている。

こうした動きは、政治・経済・社会といったさまざまな分野で人と人、企業などの結びつき方を大きく変えた。その一方で、サイバー攻撃、インターネット犯罪、プライバシーの侵害、知的所有権の侵害など、さまざまな問題を生み出している。国境を越えて活動が行われているため、従来のような規制や取り締まりの手法が使えないケースも増えてきている。

④地球環境問題

これは単一分野の科学技術の発展によるというよりも、産業革命以来の科学技術の全般的な進歩が可能にした経済成長に伴って生じてきた問題である。こうした経済成長は人口の増加とあいまって、二つの面で自然に対する負荷を高めた。一つは自然からの資源・エネルギーの利用が急激に増加したという点である。これは自然破壊を伴うとともに、資源・エネルギーの枯渇という問題をもたらした。もう一方で、大量生産・大量消費型社会の当然の帰結として、自然界への大量廃棄が起きている。これは自然の持つ浄化能力を大幅にオーバーしてしまったために、大量の人工物質が自然界に蓄積してしまう結果となった。その代表例が地球温暖化であり、その他にも酸性雨、オゾン層の破壊、水質汚染、大気汚染などといった、一連の地球規模での環境問題を生み出している。

(2) 科学技術の発展が惹起した倫理問題

以上挙げたような各領域での科学技術の進歩とそれを基盤とする経済発展によって、私たちは大いなる恩恵を受けることとなったが、同時にそれ以前には存在しなかったような複雑な倫理的課題に人類は直面することとなった。こうした問題に対して理論的に対処するため、科学技術倫理や生命科学倫理、情報倫理、環境倫理といった応用倫理学の各領域での議論が進められている。

ここで取り上げられた技術とそれに伴う社会的問題には、倫理的問題と深く関係するいくつかの共通点を見出すことができる。

第一に、これらの技術は、それまでとは明らかに違うレベルの力を人間が手に入れることができたという点である。この間の発展は連続的なものというよりも、明らかに大きな飛躍が存在している。原子力においては莫大な熱エネルギーを、生命科学においては、生命を直接操作する力を、そしてコンピュータ技術においては、記憶や思考といった頭脳に関わる能力を、自然に存在している力を外延的に拡大する形で、人類は手に入れた。それはいわば「神の領域」に人間が踏み込んだと言えるものである。

第二に、こうした研究は、人間にとっての利便性を増進することを目的として進められてきた。原子力発電は、従来の水力や火力と比べて大量の電気を比較的低コストで供給することができる。医学や薬学といった領域における遺伝子操作技術は、不妊治療や難病の治療における画期的な成果をもたらした。コンピュータやインターネットの利用は、私たちの経済の仕組みを飛躍的に効率化させ、個人の生活の利便性をもたらした。これらの技術が社会に対してもたらした恩恵が、非常に莫大であることは否定できない。

しかし、こうした技術はそれまで自然界に存在していなかった力を生み出したがゆえに、利便性と引き換えに非常に大きなリスクを人間社会は抱え込むこととなった。これが第三の共通点である。いずれの技術においても、いったん事故が生じてしまえば、広範囲にその被害は及び、またその影響の持続期間も非常に長期にわたる。その典型例が原子力発電所の事故である。

そしてこれらのリスクを最小化するために、人間による技術の制御に相当な努力が払わ

れてきたにもかかわらず、完全にリスクの発生を排除することが極めて困難であることが、第四の共通点である。リスクを完全に抑制することができない理由としては、次のような点が挙げられる。一つには自然災害のような、人間が制御不能なほど大きな突発的事象に襲われる可能性である。これは東日本大震災とそれに起因する福島第一原発の事故がその典型例である。次に常にヒューマンエラーが発生する可能性が存在している。起こりうる状況を想定して、問題が起きた場合でも深刻化することを回避する、いわゆるフェイル・セーフのシステムが取り入れられているものの、システムが巨大化し、複雑化する中で、常に想定外の事態が起こりうることもありうる。事故の起きる頻度が減れば減るほど、突発的事態が起きた場合への対処の実経験が不足するという矛盾がそこには存在している。さらには悪意を持った国家や集団がこうした技術をターゲットとして意図的に攻撃を仕掛ける可能性がある。原子力発電所の襲撃やサイバー空間でのテロ行為が現実の問題として、警戒の対象となっている。

問題はこれらに起因する事故の確率がきわめて低いものであったとしてもゼロではなく、そして一旦発生してしまった場合には、その被害が広範囲かつ長期にわたって影響が残存するという点である。その意味で現代社会は、歴史上存在しなかったほど巨大な潜在的风险を抱えている。

以上のような科学技術に共通する特徴を持つがゆえに、現代社会は重大な倫理的葛藤に直面している。どのような技術を利用するのかについて、利便性とリスクとの間で社会的選択が迫られている。上記のような科学技術は、大規模なエネルギーの獲得や、不妊や難病の克服といった具体的な成果を提供している。特にこれらの技術は産業化されており、技術進歩が世界規模での経済発展の推進力となっている。こうした技術のもたらした経済的・社会的恩恵を考えるならば、単純にリスクの存在を理由にして、科学技術の成果をすべて否定してしまう態度は現実的ではない。

ある科学技術に関して科学的に実現可能かどうかと、それを社会的に許容していくかどうかは、別の問題である。社会全体に大きな影響を及ぼすような科学技術に対する政策決定に関しては、どの程度のリスクまでを許容すべきかについての意思決定を中心として、国民全体での議論に基づく社会的意思決定が必要であるが、そこにはいくつかの問題が存在している。一つには将来のリスクを科学的に確定することは容易ではない点である。先に述べたように、自然災害やヒューマン・ファクターといった要素には不確定のものも多く、過去の経験をそのまま単純に未来の予測に適用することが困難である。さらに、科学技術が高度化・複雑化することによって、一般人が科学技術の内容について深く理解することが困難であり、専門家・科学者と一般人との間に大きな乖離が生じている。特に原子力問題などをめぐっては、社会からの専門家に対する不信感の増大という状況も起きている。

しかし、こうした技術に関しての社会的意思決定が十分にできなければ、先行する科学技術の現状を社会は追認するしかないという状況になってしまう。各種の応用倫理分野は、専門家と一般社会の接点にあって科学技術を社会的にコントロールしていく上できわ

めて重要な役割を担っている。

一つの視点として、人類の生存の維持という視点が重視される必要がある。これは地球環境問題に関連して登場してきた持続可能性という視点にもつながる。廣池千九郎は、人類文明の進化発展を高く評価すると同時に、人類の存続を重視する立場に立った。その視点からすれば、地球環境問題のように自らの生存基盤を危うくするような問題に対しては厳しい警鐘をならすのではないかと推測できる。特に問題の深刻化が予測されるにもかかわらず、人間の欲望を優先することによって対策がなおざりになるという状況はまったくの誤りであると考えるに違いない。そこでは他の生物まで含めた生命の尊重と社会全体の調和のとれた持続的発展が何よりも優先する。

科学技術が効率性や経済性、あるいは利便性を中心に論じられることが多いが、新しい時代の倫理は、その視点にとらわれるものではなく、自然と人間との関係の本質的見直しを伴うものであることが必要である。それは文明それ自体のあり方を問うものであり、伊東俊太郎が指摘するように¹⁾、文明を外的・物質的なものの拡大から、内的・精神的なものの充実へと重点を移していくことが必要であり、科学技術に関する倫理も、そうした文明の転換と連動して捉えていかなければならない。

(3) 道徳に対する科学的アプローチの進展

自然科学と倫理・道徳との関係に関して、もう一つの注目すべき変化は、脳神経科学や進化生物学などの研究の発展によって、道徳を科学的研究の対象とすることが可能になった点である。人間がどのように道徳的判断を下しているのか、またいかにして道徳が生まれてきたのかが、確かな科学的根拠に基づいて議論できるようになった。

①脳神経科学

脳に関する研究は、行動実験や心理学実験、神経解剖学、脳波などを用いて神経細胞の興奮に関係する電気活動の研究などが行われてきた。20世紀末に脳の血流の状態を磁力を使って観察するfMRIなど、脳を直接開けることなく、外部から脳の働きを観察する非侵襲的手法が用いられるようになって、心のはたらきを直接脳の機能と結び付けて観察する脳機能イメージングが可能になった。これによって、人間の心の動きが脳のどの部分と関係しているかが解明できるようになり、人間の情動や感情を科学的に解明する研究が進められている。脳と心の関係が脳科学の研究は急速に進歩した。特に1996年、イタリアのリッツォラッティが発見したミラーニューロンは、人間の心の理論を解明する上で、非常に重要な役割を持っているとされる。

これらの研究は、人間の社会性の神経的基盤を解明することにつながり、社会性、道徳性に関する脳の働きの研究も進められてきている。神経経済学、社会神経科学など、神経科学と社会科学の成果を相補的に取り入れてきている学際的分野も発展しつつある。

1) 伊東俊太郎『比較文明と日本』、中央公論社、1990

②進化生物学

ダーウィンは、利他的行動が人間だけでなく、他の社会性生物においても観察されるとして、道徳性の起源を動物に求め、人間はさらに進化した利他性を基にして道徳を作り出したと考えた。こうした道徳の起源を生物学的進化に求める研究は、霊長類をはじめとする動物行動の研究や遺伝に関する研究を基にして20世紀後半に発展を遂げた。動物行動学においては霊長類の行動観察から、共感や愛着、互惠的利他主義の研究が進み、また遺伝という視点から、互惠的利他主義をはじめとする道徳性の進化が論じられてきた。進化生物学、進化倫理学、社会生物学、進化心理学といった領域において、共感能力や道徳的心性、規範意識、公正や不公正の感覚、裏切りや欺瞞とそれに対する罰や報復などのトピックが扱われている。

以上のような分野の研究によって、道徳に関する科学的研究が飛躍的に進歩しており、それによって人間の道徳的行動の合理性について科学的視点から論ずることが可能になった。これはまさに廣池が『道徳科学の論文』において当時の限られた科学的知識を基に展開しようとした研究の方向性と一致するものであり、今後の可能性に大いに期待が持たれる。

3. 政治に関連する変化

次に広く社会全般にかかわる変化について、政治・経済・社会の各領域ごとに概観し、特に人々の道徳意識や倫理観に関連する影響を重点的に見ていく。昭和以後の日本社会は、1945年の第二次世界大戦の終戦をはきんで、大きな歴史的な転換を経験した。それは制度上、システム上の変化のみならず、人々の意識にも多大な影響を与えた。当然道徳や倫理に関係する価値観や規範意識も大きく変化した。

まず政治に関してだが、第二次世界大戦における敗戦を機に、日本の政治体制は大きく変化した。昭和22年（1947）に施行された日本国憲法においては、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義が三つの基本的原則とされる。

まず国民主権については、国政に関する権威と権力は国民に存するとされている。具体的な形としては、国民の選挙で選ばれた国会議員による間接民主制がとられている。また戦前と違って、女性にも男性と同権の参政権が与えられた。行政・立法・司法の三権は、それぞれ内閣、国家、裁判所に存するとされる三権分立の原則が確立されている。

国民主権と関連して、戦前と比べて大きく変化したのは、天皇の地位である。戦前の大日本帝国憲法下においては、天皇は「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」（第3条）とされており、統治権を総攬する「元首」として明確に規定されている。また陸海軍の統帥権は天皇にあるとされた。これに対して、日本国憲法では、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である」と位置づけられており、象徴天皇制となっている。

同時に国民の意識の中でも、国内各地の行幸や皇太子殿下の結婚などを通じて、国民に開かれた皇室という性格が非常に強く出るようになってきている。その中で象徴天皇制と

いうあり方を維持していくことについては国民の大多数の支持を得ている。ただし開かれた皇室という方向性は、同時に一方では、マスコミの皇室報道が芸能報道と同じようなワイドショー的な関心を喚起するという側面を持っている。

次に基本的人権に関しては、日本国憲法では、基本的人権の尊重および保持利用する責任、濫用の禁止、個人の尊重などの規定が盛り込まれている。具体的な内容としては、自由権、法の下での平等、社会権、幸福追求権、参政権などが盛り込まれている。基本的人権は、生命や財産の保護、名誉の尊重といった個別具体的な権利の保障へと展開される。

国家に対しては、こうした基本的人権を侵害してはならないという原則とともに、人権、特に社会権や幸福追求権を現実のものとするために、積極的に国民を支援していくことが国家の役割として位置づけられるようになった。それが戦後における福祉国家を基礎づける理念となった。

戦後教育の中で、基本的人権の尊重という概念は国民の間に広く浸透していったが、差別や貧困などの社会問題において、国民の人権がまだ十分に保障されていないという意見がある。しかしその一方で、権利概念が拡張するにつれて、権利の濫用といえる状況が起きていることに対する批判も起きてきており、最近では、権利に対応する個人の責任についても同様に強調すべきではないかという考え方も出てきている。

三番目の平和主義については、日本国憲法で、戦争放棄、戦力不所持、交戦権の否認が規定された。その後、朝鮮戦争の勃発に国土防衛の必要性が高まり、自衛隊（当初は警察予備隊）が発足したが、専守防衛が原則とされた。

実際の活動は、領空侵犯対応などの防衛活動と、災害出動が中心であり、国内に限定されていたが、冷戦の終結といった国際政治環境の変化を受けて、湾岸戦争後の1991年にペルシャ湾への掃海艇の派遣が行われた。その後、カンボジアや東チモールへのPKO派遣や国際緊急援助派遣が行われるようになった。2001年の同時多発テロ以後、インド洋上で物資や燃料の補給活動、イラクにおける復興支援活動などが行われたが、海外派遣に対する反対の声はいまだに強く、大きな議論を呼んだ。

平和主義は、戦後教育の中で広く国民の間に広がっていったが、国際情勢の変化の中で、世界の状況を無視した一国平和主義であるとの批判の声も強まってきている。例えば、2005年に行われた「世界価値観調査」²⁾によれば、「もし戦争が起こったら、国のために戦うか」という設問に対して「はい」と回答した割合は15.1%で、調査国中最低の割合であった。国家防衛に対する当事者意識の欠如が明らかになっている。

しかしながら、近年の傾向として北朝鮮の拉致問題や領土問題が社会問題化することによって、国家の防衛に対する危機意識は強まっている。一例として、2006年の内閣広報室の世論調査では、自衛隊を支援する割合が高くなり、何らかの形で国を守る教育が必要であるとの意見も、65.7%に急上昇している。

2) 電通総研・日本リサーチセンター編『世界主要国価値観データブック』、同友館、2008

4. 経済に関連する変化

第二次世界大戦後、輸出産業を中心にして日本経済は急速に経済発展を遂げた。その要因としては、(1) 高い貯蓄率を源泉とする民間設備投資の拡大、(2) 質の高い豊富な労働力の供給、(3) 積極的な海外技術の導入とその改良による生産性の向上が挙げられる。その後ニクソンショック、オイルショックなどの危機を経験するが、それを克服し、1980年代後半にはバブル景気を経験した。しかし、その後1990年代に入るとバブル崩壊の後遺症は長期にわたって残り、長期間にわたり景気低迷を経験している。

経済全体の成長に伴って個人の所得も急速に増加し、国民全体の生活水準も向上した。戦後の農地改革や財閥解体などの一連の政策、その後の社会保障制度の整備などを通じて、貧困層の状況改善が進むことによって、所得の分配の平等化が急速に進んだ。高度経済成長期には、経済成長の恩恵が国民全体に広がって国民の中流意識は高まり、「一億総中流」と言われるようにまでなった。「国民生活における世論調査」において、生活水準を「中の中」と答えた比率は、1950年代からほぼ一貫して上昇を続け、1973年に最高値をつけた後、1970年代は高い水準を維持していた。「下」と答えた層は、1960年代から現在に至るまで1割以下の低い水準に止まっている。また公共事業によるインフラの整備などを通じて、地域間格差も減少した。

しかし、2000年代に入ってから、派遣労働などの非正規雇用の増加などで、ワーキングプアと呼ばれる低所得の労働者層が増加しつつある。特に若年層におけるこのような格差の拡大が、景気悪化や少子化などにつながるとして、社会問題化している。こうした格差の拡大には、経済のグローバル化に伴うや産業の空洞化、情報化の進展によって生じた産業構造・就業構造の変化などが背景にある。

戦後の安定した経済成長に関しては、政府が果たした役割も重要である。国民が文化的で最低限度の生活を送ることができるよう国家が保障するという、いわゆる福祉国家の考え方にに基づき、政府はケインズの総需要政策を行って公共事業を通じて景気の雇用の確保に努めるとともに、社会保障制度を通じて生活の安定を図ってきた。こうした政策によって、極端な貧困は激減し、衛生状態は改善され、国民は落ち着いた社会生活を営むことができるようになった。政府のあり方をめぐってはいろいろと批判はでてきているが、政府による経済運営や社会保障制度がまったく不要であると主張する者はまれである。

しかし、福祉国家制度においては、国民から国家に対する要求は常に増加する傾向にあり、政治家も迎合的になる。その結果として、いずれの国においても、政府支出の増加による財政赤字の傾向を避けることはできない。日本の場合には、1970年代の田中角栄内閣の日本列島改造論に代表されるように、公共事業への集中的な支出が続けられ、特にバブル崩壊後は景気を下支えするために積極的な財政支出が行われた結果、財政赤字が一気に増加した。また社会の高齢化に伴い、社会保障関係支出の自然増が毎年1兆円規模にのぼり、これも財政赤字の恒常的な増加要因となっている。

このような財政赤字を抑制し、財政規律を守るためには、増税を行うか、支出を削減す

るかという方策が不可欠であるが、国民に負担を強いる不人気な政策となるため、なかなか思い切った策に踏み切れない。累積する国債の発行は、将来世代に大きな負担をまわすことになるため、現在の世代が一定の負担を引き受け、政府に対する依存体質を改める必要に迫られている。

5. 社会に関連する変化

多様な社会の変化の中から、その中でも特にモラロジーの展開に深く関係すると思われる家族の変化と地域共同体の変化を取り上げる。

第二次世界大戦後、日本社会における家族のあり方は大きく変化してきたが、次の三つの段階で捉えることができる。

①法制度面での変化（戦後）

第二次世界大戦の敗戦により、日本の民法のうち家族に関する部分は大きく変化することになった。親族法・相続法が全面的に改定され、「個人の尊厳」と「両性の平等」を原則とする新しい家族法体系が生まれた。具体的には、戸主制度の廃止、長子による家督相続から均等相続への変更、夫婦を基本とする戸籍制度などが挙げられる。

②実態面での変化（高度経済成長期）

戦後の高度経済成長に伴い、地方から都市部への全国的な人口の移動が起きた。それにより、一家族あたりの人数が減少し、三世帯世帯に代表される大家族から核家族へと中心的形態が変わった。また産業構造の転換に伴ってサラリーマン世帯が増加したことにより、仕事の間と家庭が切り離され、専業主婦の割合は増加した。

③意識面での変化（80年代以降）

女性の社会進出が進むにつれて「男は仕事、女は家庭」という従来型の役割分担に対する意識が変化した。また、子どもを持つことや結婚をすることに対する意識も大きく変化しつつある。こうした意識の変化が、少子化や未婚化・晩婚化という傾向の背後にある。

以上のように進行しつつある家族の変化の中で、道徳を考える上で重要な変化を指摘したい。一つには、家族に関する意識が個人を基本とするものになってきたことである。従来のように、ある程度社会で共有される一般的な家族モデルが崩れつつあり、家族の多様化が進み、結婚や出産といった事象がライフスタイルの問題として個人が自由に選択する対象となりつつある。ただし現在でも家族の重要性は意識されており、家族を大切だと考える人の割合は一貫して増加してきている³⁾。家族の個人化の傾向と一見矛盾するような結果であるが、一つの解釈としては家族が当たり前のように存在するものではなく、維持していくための意識的な努力が必要となってきたと捉えることができる。

もう一つの点は、家族という意識の中から、従来の「家」意識に代表される歴史的な継続性の側面が薄れてきて、現在生きている人々の場という意識が強くなってきている。都

3) 統計数理研究所「日本人の国民性調査」によれば、家族を一番大切なものとする人の割合（自由回答）は1958年の12%から2008年の46%へと、この50年間の間に着実に増加している。

市における核家族においては生活の場に仏壇や墓といった祖先祭祀を意識する機会が存在しておらず、日常生活の中で祖先を意識することはない。また家の継承に対する意識、典型的には男子がいない場合には養子をとって家を継がせるという意識は薄れてきており、また現実に少子化が進む中で養子をとることは困難になってきている。

こうした家族の変化は、少子化や高齢化と関係している。戦後合計特殊出生率は急激に減少した。特に70年代半ばから一貫して緩やかに減少し続け、2005年に1.26と最小を記録した後、やや上昇したものの自然増が自然減を下回る水準であり、2008年からは本格的に人口が減少し続ける時代に入った。近年の出生率の低下には、晩婚化・非婚化と、一夫婦あたりの子どもの数の減少という両方の要因がある。その背景には、女性の高学歴化、女性の社会進出、結婚・出産に対する意識の変化、経済的負担の増加などさまざまな要因が挙げられている。

また、医療技術の向上により社会の高齢化が進んでいるが、これは家族にとっての介護の負担を増加させている。認知症をはじめとする寝たきりの高齢者が増加し、その期間も長期化することによって、家族の肉体的・精神的・経済的負担が増加しつつある。従来は高齢の親の扶養は美德であるとされてきたが、現実に家族だけでは抱えきれない事態が起きつつある。平成12年（2000年）に導入された介護保険制度が契機となり、介護の問題は社会全体で取り組むべきであるとする意識が広がりつつあるが、現実には家族が主たる担い手である状況は続いており、「老老介護」と呼ばれるような状況も生じてきている。家族と公的機関や地域社会などの間で適正な負担の分担が求められている。

また地域コミュニティ（共同体）のあり方も、大きく変化をした。かつて地域コミュニティは、福祉、防犯、子育てなどの多様な領域において相互扶助機能を有していたが、戦後都市化が進み、地方から都市への人口移動が進む中でこうした助け合いの機能は急速に低下してきた。特に都会においては地域住民の中のつながりが希薄になりがちであり、また雇用者の増加に伴う職場と住居の分離、個人のプライバシー意識の高まり、ライフスタイルの多様化などもそれに拍車をかける形になっており、町内会や自治会への参加率も減少している。また地方においては、地域のつながりは比較的保持されていたが、過疎化の進行、特に若年層の都市部への流出によって、高齢化が進み、地域共同体を支えるマンパワーが不足して、成立できなくなっている。一方で、近年では福祉、防犯、教育・子育てなどの領域で地域におけるボランティア活動やNPOなど、さまざまな形で地域の結びつきを復活させようとする動きが起きている。

6. 現代の道徳を考えるうえでの視点

以上見てきたように、日本社会は政治・経済・社会の各領域において急激な変化を経験してきた。第二次世界大戦をはさんで社会全体での転換があったが、その後70年近くが経過する中で、戦後の日本を支えてきた有形・無形の社会的枠組も少しずつ現実と乖離するようになり、人々の意識もそれに応じて変化してきた。中には、国家に対する意識のよう

に揺り戻しのような動きも出てきている。

こうした変化の中で、道徳をどのように捉えていけばよいのか、またモラロジーの理論をこのような動きにどう適応させ発展させていくのかを考えていきたい。ここではモラロジーの中核理論に関係する論点を中心に見ていく。

(1) 歴史的継続性の意識の回復

家や国、精神生活の恩人を尊重する伝統の原理は、モラロジー理論の核心部分である。これは忠孝といった伝統的な徳目を学問的に理論づける原理である。ところが伝統の原理の前提となっている家・国家といった共同体の歴史的継続性に対する意識が急激に薄れてきており、それが自明の前提となっていた廣池の時代とはまったく異なった状態に置かれている。現代の文脈の中で伝統の原理を説いていくためには、祖先や歴代天皇といった伝統の存在をまず現代という文脈の中で意味づけ、一人一人の中に意識づけることが必要となっている。

家の伝統について言えば、世代を超えた家の継続性という概念が急速に薄れつつある。それが典型的に現れているのが、祖先祭祀についての意識である。核家族化が進む中で、日常の中で祖先を意識する機会が非常に少なくなっており、祖先として意識される対象が祖父母の代までになってきている。また墓に関しても、家代々祖先の霊を祀るという性格から、亡くなった個人を追悼するという性格に変わりつつあり、墓を守るということが子供たちに対する負担になるという感覚が強くなってきている⁴⁾。

また男子がいない場合に、養子をとって後を継がせるという継承の形も、少子化傾向の中では現実的に困難になってきている⁵⁾。結婚に関しても、家に嫁ぐという感覚よりは、個人の結びつきとしての意識が強くなってきている。実際に若年層では、生まれてくる子供の性別として、女性の方がより好まれる傾向が出てきている。

こうした中で、男系による継承を前提として展開されてきた従来の家の伝統という考え方は、現状と乖離しており、そのギャップは今後ますます大きくなる可能性がある。この点に対応するための一つの形として、現在のモラロジーの中では、男系・女系両方ともに「いのちのつながり」という形で捉える考え方を提示する方向が打ち出されている。この点については、今後さらなる議論が必要であるが、現在生きている人々にとって生命の根源としての祖先の存在を自覚的に認識し、尊重する態度を涵養することに重点を置くことは、現代社会においても重要な意味があると思われる。その場合、生物としての生命とともに、社会的存在として道徳的価値や規範意識といった精神的要素を受け継いでいることを強調するべきである。

国家伝統に関しては、皇室に対する国民の意識が戦後において大きく変化しつつある。日本の国家伝統としての天皇および皇室に関して言えば、現在の象徴天皇制というあり方

4) 井上和代『墓と家族の変容』、岩波書店、2003

5) 統計数理研究所「日本人の国民性調査」によれば、「子供がいないときには、たとえ血のつながりのない他人の子であっても養子をもって家を継がせたほうがいいか」という質問に対して、「つがせたほうがよい」という回答が1953年の74%から、2008年の22%へと大きく減少している。

は、国の伝統という概念とそれほど大きく矛盾しないのではないかと思われる。

問題となるのは、国民の皇室に対する受け止め方である。2009年にNHKが行った皇室に関する世論調査では、皇室に対して関心を持つ人の割合は年齢が下がるにつれて減少し、30代以下では関心を持たない人が関心を持つ人よりも多数となっている。皇室に対して親しみを感じる人の割合もほぼ同様で、やはり30代以下では親しみを感じない人の方が親しみを感じる人よりも多くなっている⁶⁾。ただし、全体で見ると敬愛の念や親しみを感じる国民の割合は高いと言える。

ここで注意すべきなのは、国民の意識の中で、現在の皇室についての敬愛の念が維持されているとしても、それが皇室の歴史の永続性に基づくものではなく、現在の皇室の方々に対する一種の敬慕の念というものが基礎になっている点にある。すなわち、系統としての皇室に対してではなく、個人としての皇室の方々に対する思慕が中心となっている。

戦後は開かれた皇室という考え方が広がり、マスメディアによる皇室報道が増加した。一面では皇室に対する国民の親近感を増す形にはなったが、他方で興味本位の報道も増加しつつあり、今後こうした傾向が加速される可能性が懸念される。これは報道が特定の個人に対する批判に転じる危険性を意味している。国民の幸福を祈るという皇室の存在の本質について伝えていくためには、個人として皇室の方々を捉えるというよりも、道徳的系統として継承されてきていることを強調しなければならない。

以上のような問題の根底に流れているのは、歴史的な継続性の中で自分が存在しているという意識が現代人の中で希薄化していることであると考えられる。民主主義という制度は、現在生きている人々の意思に基づく制度であり、過去や将来の世代の利害は間接的にしか反映されない。また経済においても関心がより短期的な利害に向けられる傾向が強まってきている。

ここで一つ注目されるのは、地球環境問題をめぐって持続的発展という形で、過去から未来へとつながる歴史的継続性の観念が再評価されている点である。地球環境問題をめぐっては、現在世代の利害の前に将来世代の利害や権利が軽視されているという点が批判されている。そこで将来世代に対する責任を問う世代間倫理という視点が、環境倫理の主要原理として提示される。ここで興味深いのは、将来世代への責任を扱う中で恩という概念が注目されている点である。フレチェットは、世代を超えて成立する社会契約が成立しうるとの立場から未来世代の権利について積極的に論じているが、その中でわれわれは先祖のおかげで現在生きているのであるから、将来の世代の人々を助ける義務があり、したがって未来の人々は、われわれが恩義を感じている過去の人々の代理人であり、世代間で契約が成立すると主張している⁷⁾。ここでは、過去から受け取ったものを未来へ渡すという形で「恩」という倫理が再発見され、新しい意味づけがされている。

近年勢いを増している共同体主義（コミュニタリアニズム）においても、現在の人々が共同体の中で世代を超えて受け継がれてきている価値を負っているという論点が強調され

6) 「平成の皇室観—『即位20年 皇室に関する世論調査』から」、『放送研究と調査』2010年2月号

7) シュレダーガー・フレチェット編、京都生命倫理研究会訳『環境の倫理（上・下）』、晃洋書房、1993

ている。確かに価値観や道徳意識、文化といったものは、前の世代から現在世代へ、そして次の世代へと少しずつ変容を経験しながらも、受け継がれていくものである。しかし、現代の日本では、その継承がうまく行われず、断絶しているという現象がさまざまな領域で起きている。一つには、戦前と戦後での違いもあるが、現実には戦後の経済成長をはじめとする変化の中で、大きな意識の変化が起き、断絶が生まれている。客観的諸条件によって継承が困難であったものもあれば、歴史など学校教育に原因がある場合もある。また「時代が違うから」ということで、過去の経験や知識を、次の世代に継承することを意図的に避けてきたという意識の部分もある。

前に述べたような家や国に対する意識のほかに、しつけなどの道徳的意識、料理などの生活体験なども含めて、単に守旧的となるのではなく、守るべき価値を明確にし、時代に応じて変えていきながらも、世代間での継承を進めていくことが必要である。

(2) 公共性・社会性の視点

戦前の社会において「滅私奉公」が強制されすぎたという反省から、戦後の民主主義教育においては、個人の尊重ということが民主主義教育の中心原理の一つに置かれた。これは一面では、基本的人権の概念を社会に広く浸透させることに貢献したが、一方で狭い私的領域に閉じこもってしまい、他者感覚を喪失した人々が増えているという状況を生み出した。これは行き過ぎた個人主義といってもよいであろう。その結果として公共領域の問題はすべて政府が担うものとされ、社会における連帯や絆といったものが軽視されることとなった。

このような行き過ぎた個人主義による社会の分裂という状況は、日本のみならず、世界各国で共通に生じている問題である。こうした状況が社会的基盤を破壊しているとして捉え、もう一度人々がつながるコミュニティを再興しようとする動きが、共同体主義である。日本においては、「公共哲学」という形で、個人の尊厳を尊重しながらも、公共領域への積極的参画を促進しようとする動きが起きている。それは公共的な問題を単に政府にのみ委ねるのではなく、個人個人が公共を担うという意識を持ち、自発的・積極的に問題解決に参画することを目指すものである。つまり、個を尊重してその力を活かしながら、公共問題を人々の手で解決していこうとするものである。この理念は、「滅私奉公」でもなく、「滅公奉私」でもない第三の道として、「活私開公」と表現されている⁸⁾。

共同体主義においても、また公共哲学においても、共通して見られるのは権利を尊重すると同時に、一方で個人が公共領域において果たすべき責任を強調する点にある。共同体主義を社会運動として展開しているアミタイ・エチオーニは、個人と共同体が両者の間で相互に責任を果たすことが期待されており、その期待に応じていくことを「応答責任」として論じている。これは法的に義務付けられる責任ではないが、社会に生きる一員として期待されるものであり、市民的徳性として自発的にそれを引き受けていくことが望まし

8) 山脇直司『公共哲学とは何か』、筑摩書房、2004

いとされる⁹⁾。このように、市民が自発的に責任を担う意識を促進しようとする動きは、具体的な政策にも展開されている。例えばイギリスのブレア政権における「第三の道」の思想にも、「責任を伴わない権利はない」との主張が中核に据えられている¹⁰⁾。

廣池千九郎の義務先行の原理も、義務を他者から強制されるものにとらえるのではなく、自ら進んで実行していこうとする原理であり、こうした一連の動きと非常に近いものである。廣池は、社会システムを相互依存・相互扶助によって成立しているものとして捉えているが、現代においてはさまざまなレベルでの相互扶助を実行することが、義務・責任の遂行として重要な道徳の実行として位置づけることができる。

その場合こうした相互扶助が、家族や限られた範囲の集団に限定されることなく、さらなる広がりを持つものであることが望ましい。もしも小さな共同体内部の結束のみに責任意識が向けられて排他的に働くならば、かえって社会全体の連帯を毀損してしまう恐れがある。多様な人々から構成される社会の中で、互いに助け合うという視点が必要である。より開かれた公共の担い手であるという意識を各自に促すような活動が必要である。

権利の実現のためには、社会に存在する人々の努力が必要であり、そのための責任を明確にする必要がある。さらに環境倫理における未来世代への責任という概念に示されるように、時代を超えた公共性という考え方も、現代では重要になってきている。公共性を考えていくうえで、権利と責任・義務との間のバランスをいかにとっていくかは非常に重要な問題であり、義務先行の原理をこの視点から現代的に展開することは十分に可能であり、また現代社会にとって重要な意味を持つ。

(3) 幸福の内容の検討

廣池は、道徳の実行が人間の安心・平和・幸福の実現のために不可欠であるとの立場をとっている。幸福の要素として、健康・長命・開運・子孫繁栄という内容が挙げられているが、その意味づけが現在では当時と少し異なってきている。もちろん現在においてもこうした要素が重要であることは確かだが、そのウエイトが変化してきているように思われる。貧困に苦しむ人々は今でもいるが、さまざまな社会保障のおかげで、生死に関わるほどのケースは非常にまれになった。医学の進歩により治療可能な病気は増え、世界でもまれな長寿社会となっている。子孫繁栄に関しても、子供の幸せを願う気持ちは変わらないとしても、家の継承が重要な課題であった戦前の状況とは人々の意識は変わってきている。

経済発展は社会全体での幸福の実現のための重要な要素であるが、GDPに代表されるような経済的指標だけでは、幸福度が必ずしも測れないのではないかと疑問の声が出てきている。自然環境や家族や友人とのつながりといった経済的指標には表れない要素を重

9) 国際社会における動きとして、インターアクション・カウンシル、通称OBサミットが主導的役割を果たし、世界人権宣言50周年にあたる1998年の国連総会において、「世界責任宣言」を採択しようとする動きがあった。一部の人権擁護団体やメディアなどからこうした動きは人権への取り組みを複雑化させ、後退させるおそれがあるとして、強い反対を受け、結局議題として取り上げられなかった。

10) アンソニー・ギデンズ『第三の道：効率と公正の新たな同盟』、日本経済新聞社、1999

視する研究が社会科学分野で次々に出されている¹¹⁾。また、アジアの小国であるブータンにおいて、GDPに代わる指標として「国民総幸福（GNH）」が提唱され、国際社会でも注目を浴びてきている。

日本においても社会の成熟化の中で、経済的成功を求めるよりも生活全般の充実をより重視する人が増えてきている。幸せの要素として、上記のようなさまざまな外的条件と比べて、生きがいとか、他の人々とのつながり、安心といった精神的な要素がより重視されるようになってきている傾向が、明らかにみられる。道徳の実行を論じる場合に、道徳的行為そのものから得られる喜びや、他者との共感的コミュニケーションといった部分での効果をより強調していくことが、道徳実行を促進することにつながる。特に高齢化が進む社会においては、自己の人生をいかに意味づけ、どこに生きがいを見出すかという視点が求められるようになってきている。その意味で、他者や公共とかかわるといった道徳的行為そのものが、生きる意味を与える源泉として重要であるとの視点が、特に道徳実行を促進するという点から有効である。

7. 終わりに

廣池千九郎がモラロジーを学問的に体系化した目的は、道徳実行の効果を科学的に証明することにあったが、真のねらいはそのことを通じて道徳を実行するように人々に動機づけすることにあった。したがって基本的な理論的枠組みは維持しながらも、当然その内容の提示の仕方に関しては、その時代に応じて人々の社会意識にあった形でなされなければ、有効ではない。廣池の理論体系の中核的概念を正確に理解したうえで、それをいかに現代の文脈の中に適用していくかは、現代に生きるわれわれに問われている課題である。現代という時代に真摯に向きあうと同時に、現代社会において軽視されがちな道徳的価値を明確に提示していくという作業を常に続けていかなければならない。

(キーワード：時代の変化、歴史的継続性、公共性)

11) 代表的な研究として、以下のものがある。ブルーノ・S・フライ、アロイス・スタッツァー『幸福の政治経済学：人々の幸せを促進するものは何か』、ダイヤモンド社、2005、テレック・ボック『幸福の研究』、東洋経済新報社、2011